

## 株式会社 Loop「(仮称)西能登ウインドファーム環境影響評価方法書」 に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年1月31日付けで株式会社 Loop より届出された「(仮称)西能登ウインドファーム環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年4月10日
- (2) 石川県知事意見 \* 平成30年7月10日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第9回)  
\* 平成30年7月18日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・風車や現況予定地点付近にため池があるので、現況の風車がない場合にどのくらい水禽類が集まるのか、ため池間の往復をしている可能性もあるので、ため池の調査は慎重に行うこと。	・水禽類が飛来する冬季の調査時に、ため池での鳥類相の確認をいたします。
・風車 No.1～No.3 の周辺にはため池が多く存在することから、汚濁水がため池に入る可能性があるなら、水質調査地点とすべきである。	・No.3 から近いため池に関しては現地実際にいったところ立ち入ることが困難であったため、方法書においては調査地点としての設定を断念いたしました。同様の理由からため池の用途は把握できておりませんが、引き続き情報収集に努め、調査が可能であるか検討いたします。
・水田など水辺環境は、水が張っている時期と乾いた時期では環境として異なることから、夏と秋もしくは春の状況を押さえることも必要だろう。また、地域特性上、雪解けがあるので、必ずではないが、春先の植物相調査をすることも検討すること。	・水田などの水辺環境については、ご指摘のとおり、調査を検討して参ります。また、早春季には、雪解け時の植物が把握できるよう、調査を実施致します。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、石川県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。